Make More Sustainable
サステナブルインフラの「いちご」

2023年6月9日

各　位

不動産投資信託証券発行者名
東京都千代田区内幸町一丁目1番1号
いちごオフィスリート投資法人
代表者名　執行役員　千葉　恵介
（コード番号 8975）www.ichigo-office.co.jp
資産運用会社名
いちご投資顧問株式会社
代表者名　代表取締役社長執行役員　岩井　裕志
問合せ先　常務執行役員オフィスリート本部長
加茂　勇次
（電話番号　03-3502-4891）

投資主提案議案一部取下書（2）の受領のお知らせ

いちごオフィスリート投資法人（以下、「本投資法人」という。）は、2023年6月8日付「（開示事項の経過）投資主提案議案一部取下書に対する本投資法人の対応のお知らせ」に記載のとおり、本投資法人の投資主様であるBerkeley Global, LLC（以下、「BG」、または「請求人」という。）より、2023年6月23日（金曜日）に開催予定の臨時投資主総会（第14回投資主総会）（以下、「本投資主総会」という。）に付議された投資主提案議案（以下、「BG提案」という。）のうち、第10号議案「規約一部変更（譲渡成果報酬の廃止並びに取得報酬及び譲渡報酬の新設）の件」を取り下げる旨を通知する書面を受領し、当該議案の取下げに同意しました。

本日、本投資法人は、請求人よりBG提案のうち、第9号議案「規約一部変更（収益・分配金成果報酬料率の変更）の件」についても取り下げる旨の提案議案一部取下書（以下、「本取下書」という。）を受領いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 請求人である投資主様
Berkeley Global, LLC（c/o The Corporation Trust Company, Corporation Trust Center, 1209 Orange Street, Wilmington, Delaware 19801, U.S.A.　Manager 杉原　亨）
Berkeley Global, LLCは、本投資法人の発行済投資口の100分の1以上の口数の投資口を、6か月以上引き続き有する本投資法人の投資主様です。

2. 本取下書の内容の概要
請求人が提案した議案のうち、以下の議案を取り下げる。ただし、かかる取り下げは、本投資法人役員会が、方法の如何を問わず、第1号議案の撤回や内容の変更を行わず、かつ、第1号議案が本投資主総会に上程されることを条件とする。

第9号議案　規約一部変更（収益・分配金成果報酬料率の変更）の件

なお、請求人は、取り下げの理由として、基準日時点（2023年4月30日）において筆頭投資主であるいちごトラストPTEが32.41%の議決権を保有しており、現実的に第9号議案が可決されることが見込まれないことを考えると、第1号議案を可決し少しでも収益・分配金成果報酬の料率を下げることが、少なくとも本投資主総会の時点においては、投資主利益の実現という観点から最善の道であると判断したと説明しております。

3. 本取下書に対する対応方針

本取下書に対する本投資法人の対応については、内容を慎重に検討の上、決定次第速やかにお知らせいたします。

以　上

2023年6月8日

〒100-0011
東京都千代田区内幸町一丁目1番1号
いちごオフィスリート投資法人
執行役員　千葉　恵介　殿

〒102-0083
東京都千代田区麹町四丁目5番21号
VORT紀尾井町8階
ひふみ総合法律事務所
Berkeley Global, LLC代理人
弁護士　矢田　　悠
弁護士　小島　冬樹
弁護士　髙橋　可奈
弁護士　神村　泰輝

提案議案一部取下書(2)

いちごオフィスリート投資法人（以下「本投資法人」といいます。）の投資主である、Berkeley Global, LLC（以下「請求人」といいます。）は、2023年3月17日付で、本投資法人に対し、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）第90条第3項により準用される会社法第297条第1項に基づき、本投資法人の投資主総会の招集を請求しました（以下「本投資主総会招集請求」といいます。）。本投資主総会招集請求には、「規約一部変更（収益・分配金成果報酬料率の変更）の件」として、収益・分配金成果報酬料率を0.0036%に低減することを目的とする議題・議案が含まれております。この議案は、2023年6月23日（金曜日）午後4時開催予定の本投資法人の投資主総会（以下「本投資主総会」といいます。）の第9号議案として上程されることとなっております（以下、当該議案を「第9号議案」といいます。）。

本投資主総会招集請求を受けて、本投資法人の筆頭投資主であるいちごトラスト・ピーティーイー・リミテッド（以下「いちごトラストPTE」といいます。）は、2023年4月27日付で、本投資法人に対し投資主提案を行いました（以下「いちごトラストPTE提案」といいます。）。いちごトラストPTE提案には、「議題1　規約一部変更（収益・分配金成果報酬料率の変更）の件」として、収益・分配金成果報酬料率を0.0048%に低減することを内容とする規約変更議案が含まれていました。

そして、本投資法人は、2023年5月25日付の適時開示において、本投資主総会に、いちごトラストPTE提

案議案とほぼ同内容の規約変更議案を投資法人提案議案である「第1号議案　規約一部変更（収益・分配金成果報酬料率の引き下げ）の件」（以下「第1号議案」といいます。）として上程することを公表し、2023年6月1日に電子提供措置が開始された投資主総会参考書類においても、その旨記載しております。

請求人は、本投資法人に通知した「いちごオフィスリート投資法人の投資法人提案議案及び投資主提案に関する役員会反対意見に対する意見表明」で指摘したとおり、0.0048%が適切な料率であるという具体的根拠が示されていないことから、0.0036%（J-REITにおける平均レベル）への引き下げが、投資主利益の観点から適切であると考えておりました。しかしながら、本投資法人の投資主の皆様との対話を通じて議論を深める中で、基準日時点（2023年4月30日）において筆頭投資主であるいちごトラストPTEが32.41%の議決権を保有しており、現実的に第9号議案が可決されることが見込まれないことを踏まえると、第1号議案を可決し少しでも収益・分配金成果報酬の料率を下げることが、少なくとも本投資主総会の時点においては、投資主利益の実現という観点から最善の道であるとの判断に至りました。

そこで、**請求人は、本書をもって、第9号議案を取り下げます（以下「本取下げ」といいます。）。ただし、本取下げは、本投資法人役員会が、方法の如何を問わず、第1号議案の撤回や内容の変更を行わず、かつ、第1号議案が本投資主総会に上程されることを条件とします。**

本投資法人は、いちごトラストPTE提案を踏襲して、第1号議案を投資法人提案として本投資主総会に上程し、かつ、第9号議案に対して反対する旨の役員会意見を公表されています。そのため、本投資法人役員会は、当然に本取下げに同意し、第9号議案の撤回のために必要な措置をとるものと確信しております。また、第1号議案については、役員会自身が投資法人提案として上程する議案である以上、本取下げにかかわらず現状のまま維持されるものと理解しております。その結果、第1号議案については、相反議案となる第9号議案が存在しなくなり、かつ、資産運用報酬に係る規約変更議案は本投資法人の規約第15条第3項によるみなし賛成の適用除外の対象外であることから、本投資主総会の議場において第1号議案に係る修正動議がなされない限り、みなし賛成制度（投信法第93条、本投資法人規約第15条）が適用されることとなるはずです。なお、本取下げについては、本投資法人のすべての投資主の利益となるものであることから、誤解が生じないよう、本投資法人として、投資主に対して適切な情報開示をしていただきますよう、お願いいたします。

以上